

消費者によるエコなお買い物促進策検討事業

30百万円（20百万円）

総合環境政策局 環境経済課

1. 事業の必要性・概要

市場のグリーン化を図るための手段として、環境配慮型製品の普及が挙げられる。環境配慮型製品を普及するために、国の官公庁等においてはグリーン購入法、グリーン契約法等により環境配慮型製品の利用を進めつつあるが、一般事業者、消費者に対する環境配慮型製品の普及のための施策は十分ではない。消費者に対する施策の一つとして、消費者と接点が多く、販売方法等を工夫していくことができる小売・流通業者の中で、環境配慮型製品を積極的に販売促進する小売業者を適切に評価し、インセンティブ等を与えることが重要である。これにより小売業者における環境配慮型製品の販売を加速させ、消費者による環境配慮型製品の購入を促進し、更なる市場のグリーン化を図ることが期待できる。

2. 事業計画（業務内容）

① モデル事業実施

平成24年度においては、「環境配慮型製品を積極的に販売している小売業者を適切に評価する手法」と「評価手法により高い評価を得た小売業者に与えるインセンティブ」を検討しており、これらの検討結果の有効性を検証するためにモデル事業を行う。具体的には、モデル事業を実施する小売業者を公募し、モデル事業者自ら定めた環境配慮型製品について一定期間、販売促進を行う。事業後、環境配慮型製品の販売促進状況等を調査し、事業者の評価を行う。

② モデル事業の効果検証

環境配慮型製品の売上高の推移を見て環境配慮型製品の普及率を見るとともに、事業の対象となった事業者にはヒアリング調査を行い、環境配慮型製品の選定方法、販売促進方法、本事業における小売業者の評価手法等の妥当性について検証する。さらに、サプライヤーである環境配慮型製品のメーカーに対して、環境配慮型製品の基準の妥当性に関する調査を行う。

3. 施策の効果

小売業者を通して、消費者による環境配慮型製品の購入が進むことにより、環境に配慮した製品が売れるという環境と経済の好循環（市場のグリーン化）を築き上げることができる。

消費者によるエコなお買い物促進策検討事業

平成25年度予算要求額 30百万円（平成24年度予算額 20百万円）

目的

環境配慮型製品の更なる普及

現状と課題

・国等の機関や企業などにおいては環境配慮型製品の利用が進みつつある。

・消費者に対する環境配慮型製品の普及のための施策は十分ではない。



施策の概要

モデル事業

- ・実施する小売業者の公募
- ・対象の小売業者による環境配慮型製品の選定
- ・小売業者による一定期間の販売促進
- ・対象の小売業者の評価
（評価手法とについてはH24年度の検討事業）

効果検証

- ・環境配慮型製品の売上高の推移により普及率を検証
- ・評価手法の妥当性の検証
- ・モデル事業対象者の環境配慮型製品の選定基準、販売促進方法の検証

消費者による環境配慮型製品の購入が市場のグリーン化を実現